

県民の皆さんによる **もり** 森林づくり 活動を支援します!

令和6年度

福岡県 **もり** 森林づくり活動公募事業

募 集 の ご 案 内

募集期間 令和5年11月13日(月)～令和6年1月9日(火)

募集する活動内容

「森林の整備・保全」活動



<活動例>

- ・ 植栽
- ・ 下刈
- ・ 間伐
- ・ 里山林の保全・活用
など



松林の整備



竹林の整備

「森林・林業の普及」活動



<活動例>

- ・ 林業体験
- ・ 森林環境教育
- ・ 木育
- ・ シンポジウム
- ・ 安全講習会
など



林業体験



森林環境教育

対象となる活動

補助金の交付決定日（令和6年4月下旬予定）以降に開始し、令和7年3月20日までに完了する活動が対象となります。

※次の活動は補助の対象外となります。

- ・他の公的な補助金、負担金その他の交付を受けている又は受ける見込みがある活動
- ・特定の個人や事業者の利益のために行われる活動
- ・政治的または宗教的宣伝を目的として行われる活動
- ・事業実施場所が県外に及ぶ活動
- ・参加予定者のうち県内在住者又は県内事業所に勤務する者が過半数に満たない活動
- ・その他、当事業として不適当と認められる活動

（例：森林内でのヨガ体験といった森林を守り育てる気運の向上に直接寄与しないと考えられる活動、花の種まきや草花の手入れといった公園等における緑化活動、河川環境の保全活動など）

応募できる団体

県内に事務所を有するボランティア団体、NPOなど

※次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- ①国、地方公共団体
- ②営利を目的とした団体
- ③宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
- ④暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、又は代表者若しくは役員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）である団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体
- ⑤当事業において、明朗な会計、経理を実施、報告できない団体
- ⑥当事業において、活動内容の公表に異議がある団体

応募区分と補助金の上限額

応募区分	年間参加者数	補助率	補助金上限額 ^{※3}
STEP1	50人以上 100人未満	補助対象経費が20万円以下の部分は、 補助対象経費の10分の10以内	20万円
STEP2	100人以上 300人未満	補助対象経費が30万円以下の部分は、 補助対象経費の10分の10以内	30万円
STEP3 ^{※1}	300人以上 600人未満 (250人) ^{※2}	補助対象経費が50万円以下の部分は、 補助対象経費の10分の10以内	50万円
STEP4 ^{※1}	600人以上 (500人) ^{※2}	補助対象経費が80万円以下の部分は、 補助対象経費の10分の10以内 補助対象経費が80万円を超える部分は、 補助対象経費の2分の1以内を加算	100万円

※1 一般の参加者を募集する団体が対象です。

※2 「企業や学校、ボランティア団体等の他団体と協定を結んでいる」、「団体役員に連携する他団体の代表者が含まれている」、「3年以上同じ他団体と連携して活動を行ったことが確認できる」のいずれかの場合は、（ ）内の人数以上で応募することができます。

※3 実績報告書において、参加者総数が予定参加者総数に対し、1割を超えて下回った場合、やむを得ない理由がある場合を除き、補助金の減額となりますのでご注意ください。

対象経費と区分毎の補助金上限額

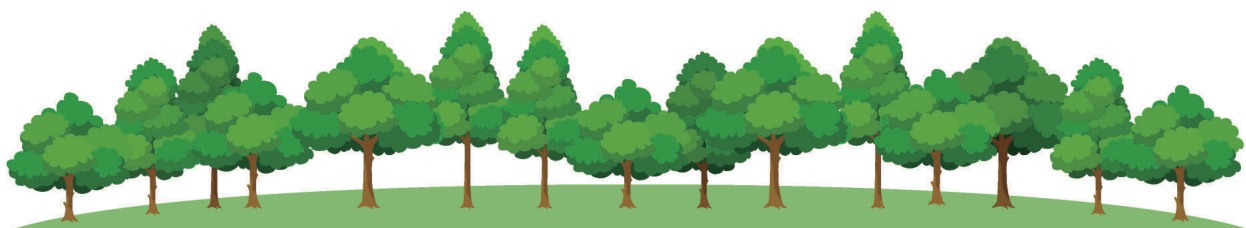
区 分	内 容	区分毎の補助金上限額			
		STEP1	STEP2	STEP3	STEP4
報 償 費	指導者等への謝金	10万円	15万円	25万円	50万円
旅 費	指導者等の旅費及び指導者等との打合せに要する旅費	2万円	3万円	5万円	10万円
需用費	消耗品費	20万円	30万円	50万円	100万円
	燃料費				
	印刷製本費				
	修繕費				
	資材購入費				
役 務 費	通信運搬費、傷害保険料、振込手数料等	6万円	9万円	15万円	30万円
使用料及び賃借料	会議室、土地、自動車、機材等の借り上げ料等	12万円	18万円	30万円	60万円
そ の 他	上記以外の経費で、知事が必要と認める経費	2万円	3万円	5万円	10万円

※チェーンソーや刈払機等の高額な機材については、基本的に借り上げ（使用料及び賃借料）での計上とし、購入は補助の対象外となります。

※需用費の上限額を令和5年度から変更しています。

留 意 事 項

- 活動完了後に、実績報告書等の提出が必要です。
- 森林づくり活動参加者の安全に配慮し、有意義な活動を実施していただくため、年間を通して安全講習会を開催しますので、積極的な受講をお願いします。初めて公募事業に取り組む団体は、「基礎講座」及び活動内容に合致した「専門講座」へ各2名の受講を必須とします。
- 活動の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症及び感染防止対策の動向に留意し、感染防止対策の徹底をお願いします。また、感染拡大防止の観点から、県が要請する内容の厳守をお願いします。



応募方法

応募に関する詳しい内容については、「令和6年度福岡県森林づくり活動公募事業募集要領」に記載しておりますので、企画書作成の際には必ずご確認ください。

提出書類	福岡県森林づくり活動公募事業企画書 (・企画書鑑(様式第1号) ・事業計画書(別紙1-1) ・活動計画書(別紙1-2) ・収支予算書(別紙1-3) ・支出明細書(別紙1-4) ・団体調書(別紙1-5) ・役員名簿(別紙1-6) ・その他必要な書類)
提出部数	1部
応募期間	令和5年11月13日(月)～令和6年1月9日(火)
提出方法	メール・FAX・持参(令和6年1月9日16時までに提出)または 郵送(令和6年1月9日消印有効)
提出先	公益財団法人 福岡県水源の森基金 〒810-0001 福岡市中央区天神三丁目14番31号 天神リンデンビル3階 TEL: 092-733-8877 FAX: 092-733-8872 E-mail: f-suigen@deluxe.ocn.ne.jp

「募集要領」ならびに「企画書」の様式は、上記提出先及び最寄りの農林事務所(下記記載)にてお受け取りいただけます。また、県のホームページからもダウンロードできます。

ホームページ <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/room-mori-koubo-syuryo.html>

または

福岡県森林づくり活動公募事業

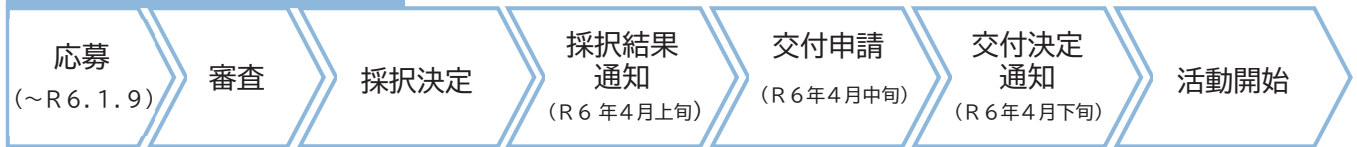
検索



採択について

- 令和6年度予算の成立を条件に、外部有識者で構成される福岡県森林環境税検討委員会で審査した後、予算の範囲内で採択事業を決定します。
- 採択結果については全応募団体に通知します。(令和6年4月上旬予定)
- 決定した事業はホームページ等で公開します。

事業実施までの流れ



事業内容等に関するお問い合わせ先

県内農林事務所	TEL	活動を実施する場所(市町村)
福岡農林事務所	林業振興課 普及係 092-735-6138	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、 太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、糟屋郡
朝倉農林事務所	林業振興課 普及係 0946-22-6585	久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡
八幡農林事務所	林業振興課 林業振興係 093-601-5567	北九州市、中間市、遠賀郡
飯塚農林事務所	林業振興課 林業振興係 0948-21-4965	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、 嘉穂郡、田川郡
筑後農林事務所	林業振興課 林業振興係 0942-52-5972	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、 三潴郡、八女郡
行橋農林事務所	林業振興課 普及係 0930-23-0388	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡

福岡県 農林水産部 林業振興課 森林再生係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 【TEL】092-643-3540 【FAX】092-643-3541